

# 診療情報提供書統一様式活用ルール

## 保険診療算定を条件として策定

### ○情報提供の目的が保健福祉サービス利用である場合

- 当該患者に係る健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導等の保健サービス又はホームヘルプサービス、ホームケア促進事業、ショートステイ、デイサービス、日常生活用具の給付等の介護保険の居宅サービス若しくは福祉サービスを有効かつ適切に実施するために必要な診療並びに家庭の状況に関する情報であること。

- 保険診療算定可となる情報提供先

市町村、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、地域包括支援センター等

※保険診療算定とならないケース

①当該情報を提供する保険医療機関と特別の関係にある機関（例、黎明会北出病院と老健施設和佐の里や黎明董会ケアプランセンターキタデなど）に、また市町が開設主体である保険医療機関（ひだか病院）が当該市町（地域包括支援センター含む）に対して情報提供を行った場合。

②入院患者が、退院準備において介護支援等連携指導料が算定されている場合。

- 診療情報提供の申出

当該患者の介護（予防）支援計画作成担当者若しくは当該患者の関係する者が、診療情報提供申出書に情報提供先、情報提供の目的を記入し、診療情報提供申出書にある診療情報提供同意署名欄に本人または代理人の署名をもらい、保険医療機関に診療情報提供書を添えて診療情報提供申出書を提出する。

- 提供される項目の情報

情報提供する医療機関においては、すべての検査項目を網羅できていなくても現状検査できている情報の範囲での記載で可とする。（共通）

- 提供された診療情報提供書の管理

当該患者の介護（予防）支援計画作成担当者が管理することとする。

ただし、介護予防支援計画作成を、地域包括支援センターより委託されている居宅介護支援事業所が、診療情報提供書を申出した際には、当該地域包括支援センターに診療情報提供書の写しを提出するものとする。複数の保健福祉サービスを利用する際には、診療情報提供書を複写して使用できることとする。

当該診療情報提供書の有効期間は、最終診察日から3ヶ月を限度とする。（共通）

ただし、別の保険医療機関への入院、特養施設や老健施設へ入所する目的では使用しない。

## ○情報提供の目的が老人保健施設入所である場合

- 当該患者が社会復帰促進のため介護老人保健施設入所することの診療情報提供であること。
- 保険診療算定可となる情報提供先  
介護老人保健施設
- 診療情報提供の申出  
当該患者の関係する者が、診療情報提供申出書に情報提供先、情報提供の目的を記入し、診療情報提供申出書にある診療情報提供同意署名欄に本人または代理人の署名をもらい、保険医療機関に診療情報提供書を添えて診療情報提供申出書を提出する。
- 提供された診療情報提供書の管理  
介護老人保健施設入所のための診療情報提供書であるため、他事業利用の目的には使用しない。

## ○情報提供の目的が特養施設入所である場合

- 情報提供の目的は、別の保険医療機関での診療（特養嘱託医等）を選択する。
- 保険診療算定可となる情報提供先  
入所先の特養施設嘱託医の保険医療機関への診療情報提供とする。
- 診療情報提供の申出  
当該患者の関係する者が、診療情報提供申出書に情報提供先、情報提供の目的を記入し、診療情報提供申出書にある診療情報提供同意署名欄に本人または代理人の署名をもらい、保険医療機関に診療情報提供書を添えて診療情報提供申出書を提出する。
- 提供された診療情報提供書の管理  
特になし

※別の保険医療機関で診療が必要での診療情報提供もあり、その場合の診療情報提供申出も上記と同様とする。

## ○診療情報提供書統一様式の管理

- 様式については、日高在宅医療サポートセンターにおいて管理し、修正等の必要が生じた場合は、サポートセンターだけが修正更新できるものとする。
- 様式は、サポートセンターホームページ上に Excel 及びPDFファイルでアップする。Excel 様式においては、直接入力可能とする。